

さのまるサポーターズ会則

(名称)

第1条 この会は、さのまるサポーターズ（以下「サポーターズ」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この会則は、さのまるサポーターズ事業実施要綱に定めるもののほか、サポーターズに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第3条 会員は、所定の手続きを経て会員となるものとし、会員期間は入会日より1年とする。

2 会員は企業・団体会員、プレミアム個人会員、個人会員のいずれかに属するものとする。

(会費等)

第4条 会員の年会費等は、次のとおりとする。

(1) 企業・団体会員 10,000円以上の寄附

(2) プレミア個人会員 5,000円以上の寄附

(3) 個人会員 無料

2 会費は、ふるさと納税制度「佐野市水と緑と万葉のまちづくり基金」佐野ブランドキャラクターさのまるの活動に関する事業へ寄附するものとする。

(会員証)

第5条 事務局は会員に対し、会員証を発行する。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、会員証を他人に譲渡、貸与または担保提供等することはできない。

3 会員証の再発行は、原則として行わない。

(会員の役割)

第6条 会員の役割は、次のとおりとする。

(1) 事務局がメールマガジンなどで発信する情報を確認すること。

(2) さのまるのブログやフェイスブックに掲載した記事を確認し、可能な限り広めること。

(3) 会員独自の方法でさのまる及び佐野市をPRすること。

(4) 事務局が企画する事業やさのまるが出演するイベントに参画や支援すること。

(5) 会員証を身に着けるなどして、サポーターズのPRに努めること。

(会員の特典)

第7条 会員の特典は事務局が別に定めるものとする。

(禁止行為)

第8条 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (4) サポートーズの名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (5) その他事務局が不相当と判断すること。

(会員の届出義務)

第9条 会員は氏名等申込み記載事項に変更があった場合は、事務局に速やかに届け出るものとする。

- 2 前項に該当する届出がないため、またはその届出内容が不十分であるため、事務局からの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、当該送付物が到着すべき時に到着したものとみなす。

(退会)

第10条 会員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次に掲げる事項を行った場合、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 本会則に違反した場合
- (3) 故意または重大な過失によりサポートーズに損害を与えた場合
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったと事務局が判断する場合

(補則)

第10条 この会則に定めるほかサポートーズに関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。